

難病指定医等に係る事務手続きについて

1. 指定医の要件

	要 件	新規認定の際に必要な診断書の作成	更新認定の際に必要な診断書の作成
難病指定医	診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師で、申請時点において、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有していること。	○	○
	診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修を修了していること。		
協力難病指定医	診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修を修了していること。	×	○

2. 指定医の役割

- ①難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成すること。
- ②患者データ（診断書の内容）を登録管理システムに登録すること。
 ※国が指定難病データベースを運営しており、これには、認定結果に関わらず、軽症者を含むすべての申請者が登録されることになっている。
 ただし、平成31年4月現在、指定医が登録管理システムへ登録する仕組みが整っていない。

(指定医の職務) 指定医は、指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに難病法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病の情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

3. 指定医の新規申請手続き

①申請先

主たる勤務先の医療機関の所在地を管轄する都道府県又は政令指定都市

②必要書類

- ・ 指定医指定申請書
- ・ 医師免許証の写し
- ・ 専門医の資格を証明する書面又は研修の修了証

4. 指定医の有効期間及び公表等

①「指定医」の指定は、5年ごとの更新制とする。

専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は、指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、都道府県等が行う研修を受講することが必要。

②都道府県等は指定医の指定をしたときは、

「氏名」「主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地」「担当する診療科」をホームページ等で公表する。

5. 申請事項の変更

指定医は、以下の事項に変更があったときは、変更届が必要。

- ・ 指定医の氏名、連絡先
- ・ 医籍の登録番号及び登録年月日
- ・ 担当する診療科名
- ・ 主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地の変更

6. 辞退

指定医を辞退する場合または指定医が死亡した場合は、辞退届が必要。
(死亡の場合は、親族又は従事していた医療機関の管理者による届出)

※主たる勤務地が県外になった場合

- ①既に指定を受けている都道府県等へ辞退届を提出。
- ②新たな勤務地の都道府県等へ新規申請を行う。